

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための生物遺伝資源の緊急一時保管（無償）に係る同意書

依頼者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための生物遺伝資源の緊急一時保管（無償）依頼書（以下「依頼書」といいます。）をもって独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（以下「バイオC」といいます。）に緊急一時保管を依頼するに当たり、以下の内容に同意します。

### （用語）

第1条 「生物遺伝資源」とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- 一 「微生物」とは、細菌、真菌、古細菌、ウイルス及び微細藻類（真核生物に属するもの）をいいます。
  - 二 「DNA」とは、デオキシリボ核酸及びデオキシリボ核酸をファージ等のベクター又は微生物に組み込んだもの（以下「組換え体」という。）をいいます。ただし、微生物の形質転換を目的として微生物にデオキシリボ核酸を組み込んだものは、微生物として取扱います。
  - 三 「原生生物」とは、動物、植物、微生物にも属さない真核生物のことをいいます。
  - 四 「コンソーシア」とは、複数の微生物又は原生生物のいずれか、又は両方から構成される生物遺伝資源群をいいます。
  - 五 「植物細胞」とは、植物を構成する細胞のことをいいます。
  - 六 「動物細胞」とは、動物（人を含む。）を構成する細胞のことをいいます。
- 2 「分離源」とは、生物遺伝資源を分離した試料をいいます。
  - 3 「バックアップ資源」とは、緊急一時保管の対象となる生物遺伝資源又は分離源のことをいいます。
  - 4 「返還」とは、保管期間終了時にバックアップ資源の全てを依頼者に送付することをいいます。

### （目的）

第2条 本サービスは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業継続に影響が出ている事業者の生物遺伝資源等を一定期間に限り無償でお預かりすることで、収束後の事業再開を支援する事を目的とします。

### （保管条件）

第3条 緊急一時保管の保管条件は、液体窒素タンク気相における約-170℃とします。

- 2 一事業者あたり、バイオCが別途指定したサイズの箱について原則1箱とします。

### （バックアップ業務の実施）

第4条 依頼者は、バックアップ資源について、原則宅配便等を利用し、保管に適切な状態でバイオCに提出することとします。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、依頼者自身によってバックアップ資源の持ち込みはご遠慮いただきます。

- 2 バイオCは、バックアップ資源を保管する箱に固有の番号（以下「管理箱番号」といいます。）及び個々の依頼ごとに付した固有の番号（以下「契約番号」といいます。）を付して依頼者にEメール等により通知し、バックアップ資源を善良なる管理者としての注意義務を持って保管します。

- 3 依頼者は、バイオCへの問い合わせを行う場合には、前項によって通知を受けた管理箱番号、個々のバックアップ資源に依頼者が付した固有の番号（以下「管理番号」といいます。）及び契約番号を用いてバックアップ資源を特定するものとします。
- 4 依頼者が記載した依頼書の内容との整合性やバックアップ資源の安全性に疑義が生じた場合は、バイオCは依頼者に当該疑義について確認、依頼書等書面の記載を依頼者の同意の下修正できるものとします。ただし、送付されたバックアップ資源が外部に漏洩している等当該疑義に対して緊急な対応が必要である場合には、バイオCは依頼者の同意なく、バックアップ資源の確認に必要な開封、培養、廃棄等の作業を行うこととし、作業後にその旨を通知します。
- 5 バイオCは、バックアップ資源の受入れが不相当であると判断した場合、依頼を断ることができるものとし、依頼者は異議なくこれを受け入れるものとします。
- 6 受付期間は令和2年8月7日までとし、保管期間は令和3年7月31日までとします。なお、依頼者の希望により緊急一時保管から安全保管（箱）サービス（有償）の新規利用を可能とします。その場合、依頼書及び同意書は安全保管（箱）サービスが定めるものに従うものとします。

（送料等）

第5条 依頼者は、バックアップ資源の送付にかかる送料を支払うものとします。また、バックアップ資源の返還時にかかる送料についても、依頼者が負担（原則として着払い）するものとします。

（バックアップ資源の安全保管（箱）サービス（有償）の新規利用・返還・廃棄）

- 第6条 依頼者は、保管期間終了日（令和3年7月31日）の2か月前（令和3年5月31日）までに、バックアップ資源の安全保管（箱）サービスの新規利用、返還又は廃棄について、バイオCに「新型コロナウイルス感染拡大防止のための生物遺伝資源の緊急一時保管（無償）[安全保管（箱）サービス（有償）の新規利用・返還・廃棄]依頼書」（以下、「返還等依頼書」という。）にて依頼するものとします。
- 2 前項の依頼の内容が安全保管（箱）サービスの新規利用の場合、依頼者は、緊急一時保管における契約番号を記載したバックアップ（安全保管（箱））依頼書及び同意書を提出し、保管開始に伴う保管手数料（消費税相当額を別途加算）を令和3年7月31日前までに支払うものとします。また、バイオCは、新たな保管期間について返還等依頼書にて依頼者に通知します。
  - 3 第1項の依頼の内容が返還の場合、バイオCは依頼者が返還等依頼書で指定した輸送方法（常温又はドライアイス詰冷凍）に基づき、当該バックアップ資源を依頼者あてに送付します。また、返還されるバックアップ資源の送料については、依頼者が別途負担（原則として着払い）するものとします。
  - 4 第1項の依頼の内容が廃棄の場合、バイオCは当該バックアップ資源を廃棄します。
  - 5 第3項によりバイオCがバックアップ資源を返還するために依頼者に送付したにも関わらず、依頼者がバックアップ資源を受領しなかった場合、保管期間終了後3か月以上依頼者と連絡がとれなかった場合又は保管期間終了後3か月以上依頼者から第1項に基づく依頼がなかった場合は、バイオCはバックアップ資源を依頼者の同意なしに廃棄します。

（依頼者の地位及び権利の譲渡禁止）

第7条 依頼者は、本緊急一時保管によってバイオCに対する一切の依頼者としての地位、権利及び義務を第三者に譲渡することはできません。ただし、民法、商法等の規定により相続人、合併の相手方等の第三者に対して包括承継された場合は除きます。

- 2 包括継承された場合、依頼者は速やかにバイオCにその旨を通知するものとします。

(契約の解約)

- 第 8 条 依頼者は、保管期間中の途中解約を希望する場合、返還等依頼書にてバイオ C に依頼するものとし、途中解約に基づく返還又は廃棄の各手続きについては、第 6 条第 3 項以降を準用するものとし、
- 2 バイオ C は、以下の事由が発生した場合、本契約を解約します。
    - 一 バイオ C が依頼者に対して 3 か月の猶予期間をもって書面で特段の事情により解約する旨を通知した場合
    - 二 バイオ C が依頼者に連絡を試みたにもかかわらず、3 か月以上にわたって依頼者と連絡を取ることができない場合
    - 三 依頼者が本同意書の規定に違反し、バイオ C の相当の期間を定めた催告にもかかわらず義務を履行しない場合
    - 四 第 9 条に基づく譲渡・移管において、依頼者が当該譲渡・移管を認めない場合
  - 3 第 2 項第一号、第三号又は第四号に基づき解約した場合、バイオ C は速やかにバックアップ資源を依頼者に返還します。この場合の手続きは第 6 条第 3 項を準用するものとし、
  - 4 第 2 項第二号に基づき解約した場合又は前項によりバイオ C がバックアップ資源を返還するために依頼者に送付したにも関わらず、依頼者がバックアップ資源を受領しなかった場合、または保管期限までに返還、安全保管（箱）サービス（有償）の新規利用の連絡がない場合、バイオ C は依頼者の同意なく、当該バックアップ資源を廃棄します。

(バイオ C による緊急一時保管業務の譲渡・移管)

- 第 9 条 バイオ C は、依頼書及び本同意書に基づくバックアップ資源緊急一時保管業務を包括的に第三者に譲渡し、又は依頼者に対して有する業務受託者としての地位、権利及び義務の全部又は一部を譲渡することができるものとし、

(バイオ C の免責)

- 第 10 条 バックアップ資源の緊急一時保管に起因するいかなる事故やその他の損害について、バイオ C では一切の責任を負いかねます。
- 2 緊急一時保管は、バイオ C の事情により、受け入れられない場合があります。

(依頼者による保証)

- 第 11 条 依頼者は緊急一時保管を依頼するバックアップ資源が本同意書でいう生物遺伝資源又は分離源に該当すること及び次の各号のいずれにも該当しないことを保証します。
- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第 6 条第 20 項、第 21 項、第 22 項、第 23 項に定められる一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等又は四種病原体等
  - 二 家畜伝染病予防法第 46 条の 21 に定められる監視伝染病病原体（家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体）
  - 三 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）第 12 条に基づく「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等にあたって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成 16 年 1 月 29 日文科科学省・環境省令第一号）第 4 条第一号」に定められる拡散防止措置が P3 レベル以上を必要とする遺伝子組換え生物等
  - 四 麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第四号に定められる麻薬原料植物に相当する微生物
  - 五 国立感染症研究所病原体等安全管理規程に定められるバイオセーフティレベルが 3 以上のものである微生物

- 六 第一号から第五号に掲げるものの DNA
  - 七 第一号から第五号に掲げるものを含むコンソーシア
  - 八 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）に定められる人体から取得された試料
  - 九 人体及び環境に害を与えるもの又は害を与える可能性がある物質等
  - 十 前各号のいずれかを含む分離源
- 2 依頼者は、依頼書の記載が事実と異なる場合、記載されるべき内容が記載されていない場合、バックアップ資源が前項の各号に該当する場合又はその他依頼者が本同意書に違反している場合、これらのいずれかに起因し又は関連して発生した損害について、一切の責任を負います。
- 3 依頼者は次の各号のいずれにも該当しないことを保証します。また、その確認のため、千葉県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。
- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」という。）
  - 二 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が反社会的勢力である者
  - 三 反社会的勢力が経営に実質的に関与している者
  - 四 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している者
  - 五 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 六 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 4 依頼者はバイオ C から本依頼について問合せを受けた内容に関して虚偽なく答えるものとします。

（情報の取扱い）

第 12 条 バイオ C は依頼者から提出された依頼書等書面の内容について、利用者の同意なく本業務以外には用いない。なお、依頼者名については、国からの指示により報告する場合があります。

（準拠法及び専属的合意管轄裁判所）

第 13 条 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（協議）

第 14 条 バイオ C と依頼者は、本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈に生じた疑義について誠実に協議するものとします。

以上